

FIP 展覧会に関する総括規則 (GREX)

第1節 総則

第1条 展覧会の目的

- 1.1 FIP は、切手展を FIP 憲章第 5 条に定められた通り、以下の目的を推進する為に相応しい機会と捉えている。
- 郵趣の全側面を世界的に推進する。
 - 親しみやすい雰囲気の中で郵趣家達が集う事のできる場を提供する。
 - 郵趣の多様な分野での全てにおける発展状況を示す。
 - 文献コンペや郵趣セミナーを通じて、郵趣研究の成果に関する国際交流を推進する。
 - 国際的なコンペティションに対する郵趣家の興味を喚起する。
 - 一般大衆、特に年少者に対して、郵趣の文化的および教育的価値ならびに趣味としての魅力を示す。

第2条 展覧会の種類

本規則第 1 条により、FIP は以下の種類の郵趣展覧会を促進する。

2.1 世界展

- 2.1.1 第 5.7 項に定められる全ての出品部門を扱い、かつ全加盟連盟に対し開かれた総合世界展。
- 2.1.2 1 つまたは複数の出品部門に限定されるが、全加盟連盟に対し開かれた特別世界展。

2.2 国際展

- 2.2.1 全ての出品部門を扱うが、所属する諸加盟連盟による大陸または地域単位の出品に限定される総合国際展。
- 2.2.2 1 つまたは複数の出品部門ならびに所属する諸加盟連盟による大陸または地域単位の出品に限定される特別国際展。

2.3 その他の展覧会

その他、FIP 理事会により承認された、国際的に有意義な展覧会またはコンペティション。

第3条 FIP による後援、賛助、承認

- 3.1 推進の為、FIP は加盟連盟に対し以下の事項を付与する事ができる。
- (第 2.1 項による) 世界展 (以下「FIP 世界展」と称する) に対する後援。

- (第 2.2 項による) 国際展 (以下「FIP 国際展」と称する) に対する賛助。
 - FIP により承認されたその他の展覧会またはコンペティション (第 2.3 項による) に対する承認。
- 3.2 FIP 加盟連盟が、展覧会主催業務の全部または一部を独立団体または国家郵政当局に委任する場合でも、当該加盟連盟は依然として、GREX およびその他諸規則の遵守を確実にする事に関し、FIP に対し全面的な責任を負う。
- 3.3 FIP 後援は、展覧会運営組織に対し、FIP とその加盟連盟による全面的な支援を保証する。FIP 後援により、展覧会運営組織は、FIP 憲章、FIP 展覧会に関する総括規則 (GREX)、FIP 競争出品物審査に関する総括規則 (以下、「GREV」と称する) および FIP 競争出品物審査に関する個別規則 (以下、「SREV」と称する) ならびに個々の出品部門に関する補助規則等の諸規則を厳守する事を義務付けられる。FIP 理事会は、第 3 節により、展覧会運営組織に助言を与え補佐するコンサルタントを指名するものとする。
- 3.4 FIP 賛助は、展覧会運営組織に対し FIP とその加盟連盟による支援を保証する。FIP 賛助により、展覧会運営組織は、FIP 憲章、GREX、GREV、SREV、その他諸規則の遵守を義務付けられるが、当該展覧会に関連するその他の全ての面において自由裁量が許される。ただし、逸脱した行為に関しては FIP 理事会の承認を得なければならない。FIP 理事会は、第 3 節により、展覧会運営組織に助言を与え補佐するコンサルタントを指名するものとする。
- 3.5 FIP 承認は、郵趣の更なる発展を目的として、FIP 理事会により要請に応じて他の展覧会の展覧会運営組織に対し付与され得る。
- 3.6 FIP 後援または賛助申請書は、FIP 憲章第 47.2 項に定められた書式にて FIP 事務局に送付されなければならない。
- 3.7 FIP 理事会は、次期総会において承認にかけられる展覧会運営組織に対し、暫定的な後援、賛助または承認を与える事ができる。
- 3.8 展覧会運営組織は、FIP およびその関連の大陸諸連盟または FIP が承認する事のできるその他の団体の後援以外に、他の如何なる郵趣団体の後援に対しても申請を行わない、或いはこれを受けない事を約束する。
- 3.9 FIP 理事会は、FIP コンサルタントをその代表として、FIP の後援または賛助による郵趣展覧会の運営に関し、当該加盟連盟および展覧会運営組織との契約を締結する。
- 3.10 FIP 後援または賛助による展覧会の実務および組織面での管理の為に、展覧会運営組織は、独自の特別規則 (以下、「IREX」と称する) を策定する。同規則は GREX と矛盾してはならず、公表前に FIP コンサルタントにより承認されなければならない。
- 3.10.1 展覧会運営組織が IREX を後に修正する場合、当該修正事項については、FIP コ

ンサルタントの書面による承認を必要とし、かつ、全関係者（GREX 第 49.2 項を参照）に対し直ちに通告しなければならない。

- 3.11 契約締結後に GREX が修正された場合、当該修正事項は展覧会運営組織に対して拘束力を有しないものとするが、同組織は実用の範囲内において当該修正事項の遵守を心がけるものとする。
- 3.12 展覧会運営組織が、後援または賛助の付与により発生する義務を厳守しない場合、FIP 理事会は FIP 後援または賛助を撤回する権利を常に有する。このような場合、加盟連盟は FIP 理事会から直ちに通告を受け、当該展覧会の賞は FIP により承認されない。

第4条 契約

- 4.1 第 3 条に基づく全ての展覧会に関し、加盟連盟、展覧会運営組織、および FIP との間で契約を締結するものとする。

第5条 出品部門

- 5.1 FIP 展覧会においては、以下の部門が受け入れ可能である。
- 5.2 非競争出品部門（招待による）。展覧会運営組織は、以下の部門の一部または全部を除外する事ができる。
 - コートオブオーナー
 - オフィシャルクラス
 - 審査員団クラス
 - その他の非競争出品部門
- 5.3 コートオブオーナー：特に重要または興味深い出品物等。
- 5.4 オフィシャルクラス：以下の出品者からの出品物等。
 - 郵便当局
 - 郵便博物館
 - 郵便切手の印刷業者
 - 郵便切手のデザイナーおよび版画家
- 5.5 審査員団クラス：当該展覧会の為に指名された審査員が出品する作品等。
- 5.6 その他の非競争出品部門：郵趣家や団体から出品された、特に郵趣的に興味深い作品等。
- 5.7 競争出品部門
FIP チャンピオンシップクラス（FIP 総合世界展のみ、後述の第 6.1 項を参照。）
 - トラディショナル（伝統郵趣）クラス
 - 郵便史クラス
 - ステーションナリークラス

- 航空クラス
- テーマチッククラス
- マキシマフィリクラス
- 文献クラス
- ユース（年少者）クラス
- レベニュー（収入印紙）クラス
- 大気圏外飛行（宇宙）クラス

ワンフレームの出品物は、「文献」を除く全競争出品部門において受け入れ対象となる。

特に郵趣的に興味深い作品ではあるが、所定のクラスの個別規則（SREV）を用いて適切に評価する事のできない出品物については、審査員団幹部会の指名するパネルが GREV 第 5 条の一般原則に従い評価を行う。

5.8 郵趣および切手収集を推進する部門

第 6 条 展覧会の規模

- 6.1 各 FIP 総合世界展においては、2,500 m²（最小）～4,500 m²（最大）の範囲内で、自由裁量により競争出品部門用の総フレーム面積を設定すべきである。例外事項については、FIP 理事会の承認を得なければならない。「1 m²」は、16 シートの収容能力を有する単一フレームを指すと解釈されるものとする。
- 6.2 FIP 特別世界展および FIP 国際展における競争出品部門の総面積は、1,000～2,500 m²とすべきである。例外事項については FIP 理事会の承認を得なければならない。
- 6.3 チャンピオンシップクラスの各出品物には、得点 85 点以上の出品物と同数のフレームが割り当てられるものとする。チャンピオンシップクラスの出品物は、これより少ない割り当てを要求する事はいできない。
- 6.4 その他全ての競争出品部門（ユースまたは文献クラスを除く）においては、初出品物を含め、得点が最高 84 点までの全ての受け入れ出品物に対して、一律 5 m²が割り当てられる。同様に、FIP 展覧会にて 85 点以上の評価を受けた事のある全ての受け入れ出品物に対して、一律 8 m²が割り当てられる。
予選のコンチネンタル連盟展（第 10.10 項を参照）にて 85 点以上の評価を受けている初出品物は、FIP 展覧会にて 85 点以上得た事により適格とされた出品物と同数のフレームを割り当てられるものとする。
- 6.5 展覧会において、より多くのフレームの割り当てを受ける資格を有する出品物については、出品者の要請があれば、翌暦年の全展覧会に関しフレームの増数が認められるものとする。一旦許可されると、出品者はそれより少ないフレーム数を要求する事はいできない。
- 6.6 展覧会運営組織は、利用可能なフレーム面積における個々の出品部門に対する割

り当てについて決定する。ユースクラスがある場合、利用可能なフレーム面積の最低 5% を割り当てなければならない。ただし、十分な申し込みがある事を条件とする。

- 6.7 全ての FIP 世界または国際展においては、出品物の最低 20% が初競争出品物であるべきである。
- 6.8 文献クラスに関しては、来場者が出品物を吟味できるように読書エリアを設けなければならない。
- 6.9 各出品部門については、展覧会の 1 部分または 1 エリア内に独立して展示される事が望ましい。

第 7 条 出品物の審査

- 7.1 FIP チャンピオンシップクラスおよびその他の競争出品部門（第 5.7 項）の出品物は、各種 FIP 展覧会（第 2 条）において不変の諸原則に従い審査されるべきである。当該諸原則は、GREV および SREV に規定される。

第 8 条 賞および表彰

8.1 非競争出品部門

非競争出品部門の出品者は、展覧会運営組織からその出品物に相応しい表彰を受けるべきである。

8.2 FIP チャンピオンシップクラス

本部門唯一の賞は、グランプリ・ド・ノー（貴重なオブジェ）である。グランプリ・ド・ノーを受賞しない FIP チャンピオンシップクラスの出品物には、展覧会運営組織からオブジェ 1 点が授与される。

8.3 その他の競争出品部門

a) 総合世界展にて

- 国際グランプリ（グランプリ・インターナショナル）
- 全国グランプリ（グランプリ・ナショナル）

b) 特別世界展にて

展覧会大賞（グランプリ・デ・エクスポジション）

c) 国際展にて

展覧会大賞（グランプリ・デ・エクスポジション）

- 上記の各大賞は貴重なオブジェである。
- 全国グランプリの授与対象となる競争出品部門の詳細については、IREX に記載する。その他全ての競争出品部門における出品物は、国際グランプリの受賞資格を有する。
- 如何なる出品物も同一グランプリを一回のみ受賞する事ができる。

8.4 各競争出品部門においては、審査員団は以下の賞を授与する事ができる。

- 大金賞
- 金賞
- 大金銀賞（金メッキした銀）
- 金銀賞（金メッキした銀）
- 大銀賞
- 銀賞
- 銀銅/大銅賞
- 銅賞

ユースクラスの賞に関しては、大金銀賞まで授与できる。ワンフレーム出品物に関しては、金、金銀、銀および銅賞を授与できる。

全ての賞（メダル）は、適切な証明書付で授与される。

8.5 審査員団は、賞の授与の他に傑出した郵趣研究や独創性を示す出品物に対し、FIP からの祝辞を表す事ができる。研究に関する全く新しい面が紹介されない限り、同一出品物に対し祝辞を 2 度与える事はできない。

祝辞は審査員団により表明され、FIP 理事会発行のディプロマ（賞状）により承認されるものとする。

8.6 グランプリ（第 8.3 項）の他に、展覧会運営組織は審査員団の自由裁量により特別賞を設ける事ができる。このような賞は、傑出した郵趣的長所や珍しい材料を賞して、最低 85 点の評価を受けた出品物（最低点が 75 点であるユースを除く）に対し、審査員団の完全な自由裁量により授与される。これらの賞は中間レベルの賞にはならないものとする。

このような特別賞は、無条件で審査員団の自由裁量により設けられるものとする。

第 2 節 FIP が後援または賛助する展覧会への出品条件

第9条 チャンピオンシップクラスへの出品資格

9.1 FIP チャンピオンシップクラスへの出品は、過去 10 年間で個別の 3 年において FIP 世界展における得点が 95 点以上の出品物に限定される。

9.2 大賞は「有資格の賞」と見なされる。ただし、功績に数える事ができるのは 1 年につき 1 大金賞（最低 95 点）または 1 大賞のみである。

9.3 資格付与の翌年 1 月 1 日に、出品物はチャンピオンシップクラス入りする。

9.4 FIP チャンピオンシップクラスにおいて競争出品資格を有する出品物のリストは、毎年末に FIP 理事会により作成される。有資格出品物は、資格取得後 10 年の期間内で出品者の選択する 5 暦年において、FIP チャンピオンシップクラスに競争出品する事ができる。

- 9.5 出品物が FIP チャンピオンシップクラスへの出品資格を得た場合、その出品物を FIP 展覧会のその他の競争出品部門に出品する事はできない。その出品物由来の材料を別の出品物に使用してはならない。
- 当該出品者が全く異なる出品物の出品を望む場合、当該材料のごく一部（ただし、上記の有資格出品物における個々の郵趣アイテムの 10%を超えてはならない。）を、同クラスにおける出品資格満了後 5 年以内において当該出品物に使用する事ができる。本特権を濫用した場合、審査員団が当該出品物を競争から除外する結果を招く事となる。
- 9.6 FIP チャンピオンシップクラスにてグランプリ・ド・ノーを受賞、または第 9.4 項に基づき資格満了となった際には、出品物の展示は同一所有者により競争除外の場合においてのみ許される。

第10条 各競争出品部門への出品資格

- 10.1 FIP 後援の世界展および賛助の国際展への出品については、憲章第 48 条に規定する。
- 10.2 出品物は、申込書の提出日から起算して過去連続 10 年以内に、最低 75 点または全国レベルの展覧会で同等の賞を受賞していなければならない。
- 10.3 文献クラスの出品物に関しては過去の賞は必要とされない。書物は過去 5 年以内、文献クラスのその他全ての出品物は過去 2 年以内に出版されていなければならない。
- 資格取得日は、当該展覧会が開催される年の 1 月 1 日である。
- 10.4 ユースクラスの出品物の出品資格に関しては、年齢別グループ A（13～15 才）が全国レベルで 70 点、年齢別グループ B（16～18 才）および C（19～21 才）が全国レベルで 75 点である。年齢別グループ C にて 5 フレームの出品で 85 点以上を取得した事のある元ユースクラスの出品物は、成人クラスの出品資格を得るものとする。
- 10.5 加盟国の国内展以外の展覧会にて出品資格を満たした場合、当該出品者は、自国の加盟連盟発行の承認証書を提出しなければならない。
- 10.6 過去 5 年間に国内展を主催していない加盟連盟は、出品物の資格証明を行う事ができる。当該証明書には、加盟連盟の会長または事務局長の署名が必要である。
- 10.7 FIP 国際展においては、憲章第 48.2 項に記載の通り、非加盟国所属の出品者も出品できる。
- 当該出品者は、第 10.2、10.3、10.4 および 10.5 項の資格要件を満たさなければならない。
- 10.8 過去に国内展に出品された事がない、または第 10.3～10.7 項により資格を取得していない出品物は FIP 展覧会に出品できない。

- 10.9 第 8.4 項に規定される通り、全ての加盟連盟が同等レベルの賞を採用する事が望ましい。
- 10.10 予選のコンチネンタル連盟展は、チームリーダー全員、および全審査員の最低 80% が FIP 公認の展覧会として定義されるものとする。当該展覧会には FIP 承認も必要である。

第11条 申し込み

- 11.1 FIP 展覧会への出品申込書は、申し込み者の居住国のコミッショナーを通じて提出されなければならない。非加盟国の居住者もまた、関係のある加盟国のコミッショナーを通じて申込書を提出する事ができる。
- 11.2 申し込みの際、出品者は出品物の所有権申告書に署名し、FIP 諸規則を受諾する事に同意しなければならない。

第12条 申し込みの諾否

- 12.1 展覧会運営組織は申し込みの諾否を決定する。申し込み拒否に対する理由の説明は一切必要とされない。ただし、FIP チャンピオンシップクラスの出品資格を有する出品物に関しては、全ての申し込みを受け入れなければならない。
- 12.2 展覧会運営組織は、第 6.3 および 6.4 項により規定されるフレーム面積の割り当てを厳守する。
- 12.3 展覧会運営組織は、審査員団による判定を変更するまたは判定に影響を及ぼす事を意図して、FIP 展覧会の開催前、開催中または開催後に訴訟を起こした事のある出品者からの申し込みについては、これを検討しない。

第13条 受け入れの確認

- 13.1 申し込みの諾否決定は、コミッショナー経由で出品者に通知される。
- 13.2 受諾の場合、出品者は展覧会運営組織の定める期限内に出品料を支払うものとする。
- 13.3 最終申込書の提出時に、出品者は、FIP 公用語の内 1 言語で書かれたタイトルページ（出品物の概略を示す）のコピーも提出しなければならない。文献クラスに関しては、出品者は、題名および専門的詳細の翻訳版（FIP 公用語の内 1 言語に翻訳）を提出しなければならない。

第14条 出品者の義務

- 14.1 各出品者は、GREX、GREV、SREV、各出品部門に関する補助規則（存在する場合）および IREX を遵守する事を求められる。
- 14.2 審査員団が授与する賞を拒否する出品者は、5 年間全ての FIP 世界展または国際

展から排除される。

第15条 出品制限

- 15.1 各出品者は、1 展覧会につき最大 2 件の出品を行う事ができる。家族の場合、1 家族につき最大 4 件まで許される。展覧会への申し込みが定員を超えている場合、本規定により、1 家族につき 1 または 2 点の出品物のみ受け入れ可能である。FIP チャンピオンシップクラスおよび文献クラスの出品は本制限条項の対象とはならない。
- 15.2 審査員、審査員団上級顧問、専門家集団のメンバー、FIP コンサルタント、当該展覧会にて研修中の見習い審査員、ならびにその血縁および婚姻関係者は、如何なる競争出品部門の出品資格も有さない。
- 15.3 出品者が自分の家族の一員に対し売却、譲渡または贈与した出品物は新出品物として扱われ、改めて全ての要件（特に第 10 条および 17.1 項）を満たさなければならない。
- 15.4 ユースクラスの出品物に関しては、成人クラスのワンフレーム費用相当の料金が FIP 国際展において各出品につき課されるものとする。

第16条 匿名

- 16.1 出品者はペンネームで出品する事ができる。展覧会運営組織および審査員団幹部会に対しては、出品者の真の正体を届け出なければならない。

第17条 出品申し込みの基本要件

- 17.1 文献クラスを除き、各出品者は、FIP 展覧会への出品資格を取得する前に最低 2 年間、自分の出品物を所有していなければならない。
- 17.2 各出品者は、FIP 諸規則または主催国の法令に適合しない材料の出品を慎み、材料の展示に関する法的制約については IREX に定めるものとする。
- 17.3 出品者は、出品物の中で特別なアイテムおよび出品物に関連する自身の著作を強調する事ができる。ただし、価格の記載は一切許されない。出品物のタイトルには、展覧会来場者に分かりやすい形で内容を明記するものとする。
- 17.4 出品物の材料に関連する証明書の原本、または全国連盟に認定されたコピーを審査員団に提供しなければならない。当該の原本またはコピーには保護カバーを付けるべきである。総合ガイドラインの勧告通り、コピーをナショナルコミッショナーに提出する事もできる。
- 17.5 各出品シートは保護カバー付きで出品されなければならない。当該カバーは、エキスパート・グループが開ける事のできるものでなければならず、個々のアイテムを封印された容器に収めるべきではない。

第18条 出品者の特典

18.1 出品者は無償で以下の特典を受ける権利を有する。

- 展覧会の全期間中有効な入場券 2 枚
- 展覧会カタログ 1 部
- 審査員団報告書（パルマレス） 1 部

第19条 出品者の義務不履行の際の措置

19.1 第 11.2 項および 14 条の規定に違反した場合、出品者は展覧会で失格となる可能性がある。

19.2 出品者が、

- 容認できる理由もなく出品を行わない場合、FIP 理事会は 2 暦年の間、FIP 展覧会への当該出品者の出品を禁じる。
- 出品者が自分の申込書に偽りの情報を記載した、或いは、
- 自分の登録出品物、または FIP チャンピオンシップクラスの場合には、公認出品物以外の作品を出品する際、FIP コンサルタントは事実を入念に調査した上で、FIP 理事会に対し措置（今後の FIP 展覧会における一時的または永久的な失格等）を推奨する。

19.3 審査員団の会議中に、直接またはコミッショナーや他の人物を介して、出品物の判定に影響を及ぼそうとする出品者は直ちに失格となる。また今後の FIP 展覧会への出品を禁じられる可能性もある。

第 3 節 FIP 展覧会コンサルタント

第20条 責任

20.1 FIP 理事会は、各 FIP 世界展または国際展に対してコンサルタント 1 名を指名するものとする。当該コンサルタントは、FIP 理事会に対して直接責任を負うものとする。

20.2 コンサルタントは、FIP 理事会（一方の当事者）と FIP 加盟連盟および展覧会運営組織（他方当事者）との間の契約（第 3.9 項）に関し、交渉および締結の責任を負う。

20.3 コンサルタントは展覧会準備期間中、顧問および調整役としての役割を果たし、GREX およびその他全ての FIP 規則が遵守されている事を確実にする。

20.4 コンサルタントは特に以下の事項を確実にする責任を負う。

- 適切な展覧会場およびフレームが利用可能である。
- 出品物の為に必要な安全対策が採られている。

- 出品物および貿易関係者の通関手続きの為の準備が整っている。
 - コミッショナー達が、責任感を持ち、かつ該当規制を遵守しつつ義務を履行する。
 - 展覧会での審査員団の業務に関する準備が、実務および組織面において適切に行われている。
- 20.5 コンサルタントは展覧会運営組織に対し、第 20.4 項の規定に関して代替の手配を行うよう要求できる。
- 20.6 必要な交通費および宿泊費、ならびに展覧会の前後両方でコンサルタントが被るその他の費用については、展覧会運営組織が全額負担しなければならない。
- 20.7 コンサルタントは、展覧会の全期間中に関し展覧会運営組織から招待を受けなければならない。コンサルタントの交通費および宿泊費は、展覧会運営組織が負担すべきである。コンサルタントは、展覧会開会の 2 日前に到着し、閉会の 1 日後に立ち去らなければならない。
- 20.8 コンサルタントの氏名および連絡先は、展覧会に関連して生じる問題の報告を常に受けられるように、全ての広報用パンフレットおよび展覧会カタログに掲載しなければならない。
- 20.9 特別文献展覧会の場合を除き、コンサルタントは審査員団には加わらないものとする。
- 20.10 展覧会運営組織、FIP 理事会および各 FIP 委員会間の通信は全て、FIP コンサルタント経由で行われるものとする。

第4節 コミッショナー

第21条 指名

- 21.1 ナショナルコミッショナー（以下、「コミッショナー」と称する。）は、ナショナルコミッショナー管理指針に従い、全ての FIP 世界展または国際展を支援する目的で指名される。展覧会運営組織は、当該展覧会の広報用パンフレットの初版公表前に、適時、加盟連盟に対しコミッショナーの指名を要請する。展覧会運営組織は、コミッショナー候補を 1 名推薦する事ができる。ただし、指名を行うのは当該の加盟連盟である。FIP 理事会は候補に指名されたコミッショナーを拒否できる。コンサルタントはその公表前に承認リストを入手しなければならない。
- 加盟連盟は、コンサルタントおよび展覧会運営組織の同意を得る事を条件に、追加のコミッショナー1名の指名を要請できる。ただし、展覧会運営組織に対しては如何なる義務も負わない。
- 加盟連盟が見習いコミッショナーの指名を希望する場合、コンサルタントの承認を得なければならない。

- 21.2 自国のコミッショナーが、文献を除外し 2,400 シート強（16 シートフレームに対して）を持参する場合、当該加盟連盟は追加のコミッショナー1 名を要請する権利を有する。この追加コミッショナーは当該のナショナルコミッショナーと同一の特典を受ける。
- 21.3 各加盟連盟は、自国のコミッショナーの職務を自国の為に、他国のコミッショナーに委託する権利を有する。ただし、委託先の国の加盟連盟の承認を得て、これとの調整を行う事を条件とする。
- 21.4 コミッショナーを指名しない場合、当該 FIP 加盟連盟はくだんの展覧会に関しコミッショナーを指名しない意向であると解釈される。コミッショナーが全く指名されない場合、当該加盟国の全国連盟がコミッショナーを務めるものとする。加盟連盟が全国連盟をコミッショナーに指名する事を拒否する場合、当該加盟国からの出品物については一切受け入れる事はできない。

第 22 条

- 22.1 FIP 世界展に関しては、加盟国出身のコミッショナーのみ（展覧会が大陸で開催される場合には、当該大陸連盟系列の加盟国の全国連盟出身コミッショナーも含める）が指名されるべきである。
- 22.2 FIP 承認の国際展に関しては、非加盟国出身のコミッショナーを指名する事ができる。
- 22.3 文献クラスの出品物を除き 6 点以上の出品物を担当するコミッショナーは、審査員を兼務できない。

第 23 条 コミッショナー名簿の公表

- 23.1 コミッショナー名簿は、全ての広報用パンフレットおよび展覧会カタログに掲載されるものとする。

第 24 条 展覧会運営組織との関係

- 24.1 コミッショナーは、各競争出品部門の出品者を代表し、展覧会運営組織との連絡維持に対し専ら責任を負う。1 国の出品者達と展覧会運営組織との間の通信（双方向とも）は全てコミッショナー経由で行わなければならない。
- 24.2 非競争出品部門についてコミッショナーは、展覧会運営組織による自国出品者の招待については全て報告を受けていなければならない。
- 24.3 コミッショナーは常に、展覧会運営組織との連絡を維持するものとする。
- 24.4 出品撤回の場合、コミッショナーは早急にその旨を展覧会運営組織に通知しなければならない。

第25条 コミッショナーの責務

- 25.1 コミッショナーの責務は以下の通りである。
- 自国の郵趣家に対し展覧会を宣伝する。
 - 出品申込書の受理、記載内容の見直し、タイトルページ（草稿）が添付されている事の確認および厳密な資格要件を考慮した上での展覧会運営組織に対する当該書類の転送。コミッショナーは、内容が正しい事を確認し申込書に署名するものとする。
 - 第 10.1、21.3、22.1 項により、自分の管轄内の出品者からの申し込みのみを受理する。
- 25.2 展覧会に列席し第 28 条により提供される特典を受ける場合、コミッショナーは更に以下の責務を負う。
- 出品物の展示に関し全責任を負い、出品物が正しく展示されている事を確認する。
 - 全てのコミッショナー会議に出席し、かつ要請があれば、エキスパート・グループの会合に出席できる体制でいる。
 - 必要があれば、審査期間中、展覧会会場にて質問に応じられる体制でいる。
 - 滞在中に発生する公式行事（出品物の展示および撤去、開会式、審査等）に出席する。担当する出品者に対し授与される賞（特別賞等）を自分の定める時間に展覧会運営組織から回収する。
 - コミッショナーは、上記の品の自宅への配達を要求する権利を有する。
- 25.3 第 4 節による職務を実行しないコミッショナーは、書面による警告を受けるものとし、その所属連盟に対しても警告書の写しが送付されるものとする。

第26条 出品物の展示、撤去、輸送

- 26.1 展覧会運営組織は、コミッショナーが自分の管理する出品物の展示および撤去に立ち会う事を許可しなければならない。展覧会運営組織はコミッショナーに必要な援助を与えるべきである。
- 26.2 展覧会に出品物を持参するコミッショナー達は、最寄りの国際空港または鉄道駅に集合しなければならない。通関手続きおよび出品物受領の為、展覧会のセキュリティエリアまでコミッショナーに同行する場合においても、援助を与えなければならない。撤去後の出品物をコミッショナーが自国に持ち帰る場合、同様の援助が与えられるべきである。
- 26.3 コミッショナーが展覧会または総会の終了時（どちらか遅い方）より 2 日以内に開催国を出立しない場合、展覧会運営組織は、要請があれば出品物の安全な保管の為の設備を提供するものとする。ただし、費用は当該コミッショナーが負担するものとする。

第27条 出品物の数

- 27.1 コミッショナーは、第 28.1 項に定められた特典に対し有資格となる為に最低限必要な数の「出品申し込みを受諾された出品物」を確保しなければならない。この適格出品物数は、毎年 FIP 理事会により公表され、当該暦年に行われる全ての展覧会に対し適用される。
- 27.2 展覧会運営組織とコミッショナー達が混乱回避の為、割り当て可能なフレーム数について事前に相互合意する事は出品者にとって益となる。
- 27.3 FIP 理事会は各加盟国に対する適格出品物数を決定する。最低数は 3 未満にはならないものとし、うち 1/3 以下をユースクラスとする事が可能である。文献クラスの出品物は、この適格出品物数には数えない。適用基準についてはコミッショナー管理指針に定める。

第28条 コミッショナーの特典

- 28.1 展覧会運営組織は、第 27.1 項により有資格となるコミッショナーの仕事ぶりを称え、以下特典の提供を約束する。
- 展覧会期間中ならびに出品物の展示・撤去の為に合意した期間につき、バスまたはシャワーおよび朝食付きのホテル客室（最大 2 名用）1 室
 - 展覧会会場での実際の滞在時間に対する相応の日当。日当は、コミッショナーの初会合の際に支払われるべきである。
- 28.2 全てのコミッショナーは、以下の特典を無償で受ける資格を有する。
- 展覧会の全期間中有効な入場券 2 枚
 - 展覧会カタログ 1 部
 - 審査員団報告書（パルマレス）1 部
 - パルマレス晩餐会および展覧会の全公式行事への招待状 2 通、1 通は家族用
- 28.3 連絡が維持できるように、有資格のコミッショナーは展覧会運営組織が用意するホテルに滞在するものとする。コミッショナーが他の場所に滞在する場合、費用の償還は一切行われない。

第29条 コミッショナー会議室

- 29.1 展覧会運営組織は展覧会期間中に、コミッショナー達が自由に使用できる会議室を提供するものとする。この会議室の大きさはコミッショナー達の正式会合を行うに足るものとする。

第30条 コミッショナーの責務不履行の際の措置

- 30.1 コミッショナーが約束した責務を果たす事ができない場合、当該コミッショナー

は今後の展覧会においてコミッショナー等を務める事ができなくなる恐れがある。この決定は FIP 理事会に委ねられるが、その前に、問題のコミッショナーおよび同氏の所属する加盟連盟は、当該の責務不履行につき自分達の立場を表明する機会を与えられる。

- 30.2 コミッショナーが個人的な理由で職務を遂行する事ができない場合、自国の全出品物を問題の展覧会に出品できるように、当該コミッショナーの所属する FIP 加盟連盟は適切な代替策を講じなければならない。新しいコミッショナーが指名される場合、新コミッショナーは、第 4 節に定められたコミッショナーの権利および義務の全てを有するものとする。

第5節 審査員団

第31条 審査員団の構成

- 31.1 FIP 世界展または国際展に関しては、審査員団は、FIP 審査員名簿（「FIP 世界展および特別展における審査員の職務および認定に関する指針」に定められた規定により認定を受けた審査員の名簿）の中から指名されなければならない。同名簿については展覧会運営組織が自由に使用できる。
- 31.2 1 展覧会に対する審査員の数については、FIP コンサルタントと展覧会運営組織との間の合意が必要である。通常 100 m²以下のフレーム面積に対し審査員 1 名を任命すべきである。ただし、個々の競争出品部門の特別要件も考慮するものとする。
- 31.3 特に注記のある場合を除き、「審査員」には、上級顧問、見習い審査員、エキスパート・グループのメンバーを含めるものとする。
- 31.4 展覧会運営組織は、第 31.1 項により、最大 25%の審査員を自国の連盟の認定審査員の中から指名する。自国の連盟に十分な認定審査員がない場合、展覧会運営組織および FIP コンサルタントは、どこかの加盟連盟から定員を満たす為の追加の認定審査員を補充するかについて合意する。展覧会運営組織はまず、追加の認定審査員の補充先となる加盟連盟から承認を得なければならない。その上で当該の追加の認定審査員らを招待する事ができる。
- 31.5 FIP 理事会は、認定審査員名簿の中から最大 25%の審査員を指名する。当該審査員らは、展覧会に関する出版物に FIP 指名審査員として掲載されるものとする。このような指名審査員は通常、審査員団においてチームリーダー等の上級メンバーとなる。
- 31.6 展覧会運営組織は、加盟連盟が提出する認定審査員名簿の中から、残りの審査員を指名するものとする。各加盟連盟は展覧会運営組織の要請に応じ、異なる分野において最大 3 名の審査員を推薦する権利を有するものとする。可能であれば、選出される審査員の出身国が出品物の最大多数を占めるべきである。異なる専門

知識を有する最大 2 名の審査員（上級顧問および FIP 枠の審査員は含まない）を各加盟連盟から指名する事ができる。審査員は第 22.3 項の規定の通り、コミッショナーを兼務する事はできない。

- 31.7 展覧会運営組織は、認定審査員名簿の中から最大 3 名の審査員団上級顧問を指名する事ができる。

第32条 審査員指名の手順

- 32.1 FIP 会長は自動的に各審査員団の名誉会長となる。会長は他の審査員らと同じ権利および義務を有し審査員団に加わり、特に、関連する FIP 諸規則が正しく遵守されている事を確実にする。FIP 会長が参加できない場合、FIP 理事会の一員が名誉会長を務めるものとする。
- 32.2 FIP 理事会は、展覧会運営組織および FIP コンサルタントと協議の上、審査員団幹事を任命するものとする。当該の任命は、展覧会の早くて 2 年前、遅くとも 18 ヶ月前までに行われるものとする。
- 32.3 審査員指名の手順は以下の通りである。
- 展覧会運営組織が第 31.6 項により、認定審査員選抜候補者名簿に関するノミネーションを要請する。FIP 理事会のメンバーおよび各委員会会長はノミネートされるべきではない。彼らは常に FIP 枠の被指名者となる。
 - 展覧会運営組織は、上記の名簿から審査員団構成表（仮）を作成する。
 - FIP コンサルタントは展覧会運営組織と協議の上、審査員団の有資格チームリーダー数が十分である事および最低 10%の審査員が最近の資格取得者である事も確実にするものとする。同コンサルタントはまた、どの審査員が FIP 枠の被指名者として選出されるべきかを表示する。
- 32.4 展覧会運営組織による審査員のノミネーションは、遅くとも展覧会の 12 ヶ月前には FIP コンサルタントを介して FIP 理事会に提起されるべきである。承認済みの審査員名簿については合意が成され、遅くとも展覧会の 6 ヶ月前（ただし、FIP 理事会による承認後とする）には招待状を発送するものとする。招待状の写し 1 部を関係する FIP 加盟連盟に送付しなければならない。
- 32.5 FIP 展覧会の審査員の指名は全て FIP 理事会により追認されなければならない。

第33条 見習い審査員の指名

- 33.1 FIP 理事会は、FIP コンサルタントおよび展覧会運営組織と協議の上、加盟連盟から送付される候補者名簿の中から見習い審査員を選出する。各審査部門につき 1 名の見習い審査員を配属する事ができる。

第34条 審査員団の職務体制

- 34.1 審査員団およびエキスパート・グループの職務に便宜を図る為に、展覧会運営組織は、要請に応じて通常の開場時間外の展覧会会場への出入りを可能にする。
- 34.2 展覧会運営組織は、審査員団の職務遂行の為に以下の事項を自由に使用させるものとする。
- 一般の来場者が出入りできない個室1室
 - 審査員団事務局用に、上記の部屋に隣接した1室
 - コンピュータやコピー機等、必要な事務用品。コンピュータには、FIP 展覧会コンピュータソフトウェアを稼働させる機能を搭載すべきである。
- 34.3 エキスパート・グループの職務に便宜を図る為に、個室1室および備品を提供するものとする。提供される最低限の備品については贖作対策委員会会長が決定を下し、コンサルタントが展覧会運営組織に対し勧告するものとする。

第35条 審査員の特典

- 35.1 展覧会運営組織は各審査員に対し、以下の特典を無償で提供するものとする。
- 展覧会の全期間中有効な入場券2枚。内1枚は家族用。
 - 審査員としての職務開始前に、展覧会カタログ2部（最小限）を配布。
 - 審査員団報告書（パルマレス）2部
 - パルマレス晩餐会および展覧会の全公式行事への招待状2通。内1通は家族用

第36条 経費の償還

- 36.1 審査員は、自分の住居と展覧会会場との間の往復の交通費全額払い戻しを受ける権利を有する。審査員は、鉄道（一等）または飛行機（最安料金）のどちらの交通手段を採るか、自分で決定するものとする。見習い審査員はこのような償還を受ける権利を有しない。
- 36.2 展覧会運営組織は各審査員に対し、展覧会の開会前日から閉会までの間、バスまたはシャワーおよび朝食付きのホテル客室（最大2名用）1室を提供するものとする。文献の審査員については、早期到着を必要とする場合別段の提供が行われるものとする。
- 36.3 展覧会運営組織は、実際の出席日数に対して相応額の日当を支払うものとする。当該日当の支払いは、審査員団の初回正式会合の際に行われるべきである。見習い審査員はこのような償還を受ける権利を有しない。
- 36.4 審査員は展覧会運営組織が用意するホテルに滞在するものとする。他の場所への滞在を望む場合、当該審査員は宿泊費用の償還を受ける権利を失う。
- 36.5 審査員団は開催中、ワーキングランチを提供されるものとする。

第 37 条 審査員団の討議内容に関する機密保持

- 37.1 審査員団の会合は非公開で行われるものとする。審査員団の決定は最終的なものである。第 46.3 項に記載された理由による格下げに対する抗議は許されるものとする。ただし、当該の抗議については、FIP 理事会により承認された書式で行う。
- 37.2 審査員団の職務は機密であり、審査員全員が、審査中およびその後もこの機密を守る事を要求される。審査結果は、展覧会運営組織による公表時まで機密に保たれるべきである。
- 37.3 第 37.2 項に違反する場合、FIP 理事会は直ちに違反者を停職とする、および/または、同人の今後の FIP 展覧会での審査員団への参加禁止を決定する事ができる。

第38条 審査員団会長および審査員団幹部会メンバーの選出

- 38.1 審査員団会長の指名は、FIP コンサルタントと協議の上、展覧会運営組織により行われるものとする。審査員団会長は展覧会の総合運営において要職に就いてはならない。ただし、審査員団会長は認定審査員であり、かつ相応の審査員経験を有していなければならない。
- 38.2 職務開始時に審査員らは、審査員団会長、副会長（最大 3 名） および審査員団幹事のノミネーションを追認する。これらの選出メンバーが、FIP 会長または会長代理と共に審査員団幹部会を形成する。

第 39 条 審査チーム

- 39.1 審査員団幹事は、FIP コンサルタントと協議の上、審査作業を最少 3 名の審査員で構成する複数のチーム（各審査員の専門知識を反映し選定される）に割り当てるものとする。FIP コンサルタントは、FIP 理事会と協議の上チームリーダーを指名し、また各チームの審査対象となる出品物の数を決定する。本項は各チームに対する見習い審査員の配分にも適用される。

第 40 条 出品物の審査

- 40.1 出品者死亡の場合、代理人が出品を取り消さない限り当該出品者の出品物は審査を受ける。
- 40.2 審査員団は、妥当と判断する場合、出品物を別の部門に移動させる権限を有する。ただし、担当コミッショナーの確認を得た出品者が、自分の指定する部門での出品物の審査を申込書において要請している場合は、この限りではない。
- 40.3 オープンクラスの出品物の審査に関する手配は展覧会運営組織の責任である。該当規定については IREX に定めるものとする。

第 41 条

- 41.1 審査員団は、出品物が過去の展覧会において受けたのと同等の判定を下す義務を負わない。
- 41.2 審査員団は、審査の為に 1 人の出品者が出品する各種の出品物を総合的に評価する事を許されない。
- 展覧会運営組織が受け入れる各出品物は、個々に審査されなければならない。本規定は文献クラスの出品物には適用されない。

第42条 賞（メダル）の判定

- 42.1 各審査チームは、89 点以下の賞（メダル）の判定に関して最終決定を下す。ただし、審査員団の他のメンバーが異議申し立てしない事を条件とする。
- 42.2 全ての金賞（メダル）に関する審査チームの推挙ならびに第 42.1 項による異議申し立ては審議にかかる為、審査員団全員に提議されるものとする。
- 42.3 全審査員団の決議は単純多数決により行われる。得票数が同点の場合、審査員団会長の票により決定される。
- 42.4 見習い審査員およびエキスパート・グループのメンバーは投票権を有しない。

第 43 条 グランプリ・ド・ノーの判定

- 43.1 審査員団幹部会は、FIP チャンピオンシップクラスのグランプリ・ド・ノーの審査に関し、候補と見なす事のできる出品物を選定するものとする。全ての審査員は、追加候補を推挙する権利を有する。
- 43.2 FIP チャンピオンシップクラスのグランプリ・ド・ノーの判定は、審査員団全員の秘密投票により行われるものとする。得票数が同点の場合、審査員団会長の票により決定される。
- 43.3 グランプリ・ド・ノーおよびその他の大賞候補作品は、審査終了後直ちに発表されるものとする。

第 44 条 大賞の判定

- 44.1 他の競争出品部門の大賞の判定に関しては、各審査チームは最低 96 点を受けた出品物を推挙するものとする。
- 44.2 大賞の判定は、審査員団全員の秘密投票により行われるものとする。得票数が同点の場合、審査員団会長の票により決定される。

第 45 条 展覧会に関する各種証明書

- 45.1 展覧会に関する各種証明書には、審査員団会長および展覧会運営組織代表が署名するものとする。

第46条 エキスパート・グループの職務

- 46.1 FIP コンサルタントの承認を受けたエキスパート・パネルは、模造品、贋作、その他違反行為に関して、出品物の最低 1%およびチャンピオンシップクラスの全出品物を検査するものとする。同パネルはまた、他の出品物についても、模造または贋造材料を含有している可能性があるとの報告を審査チームから受けた場合には検査を行うものとする。同パネルは、審査員団幹部会に対し報告書を提出するものとする。
- 46.2 エキスパート・グループの要請に際し、展覧会運営組織は、エキスパートによる精密な調査を受けられるように出品物またはその一部をフレームから外さなければならない。当該出品物を担当するコミッショナーは、展覧会に出席している場合はフレーム開封時の立ち会いに招待されるものとする。
- 46.3 出品物が模造、贋造、修理または誤認されているアイテム（そのように明記されていない）を含有していると判断された場合、当該出品物は、幹部会の決定および審査員団の承認により格下げされるものとする。出品物が多く模造、贋造または修理されているアイテム（そのように明記されていない）を含有している場合、当該出品物は競争から除外される恐れがある。出品物が格下げされた場合は必ず、出品者、ナショナルコミッショナーおよび全国連盟に対し、贋作対策委員会会長が正式にその旨を通知するものとする。
- 46.4 材料検査の為に自分のフレームを開けられた出品者および材料の再展示前に証明書の提供を求められた出品者は、同様に報告を受けるものとする。

第6節 展覧会運営組織

第47条 展覧会運営組織の一般的責任

- 47.1 FIP 展覧会の展覧会運営組織は、FIP 憲章、GREX およびその他全ての規則を厳守する事を義務付けられる。

第 48 条 展覧会運営組織からの報告

- 48.1 全ての FIP 展覧会の展覧会運営組織は、FIP 理事会、FIP コンサルタント、FIP 委員会、コミッショナー、審査員および出品者に対し、展覧会に関する全ての重要事項に関し、迅速かつ包括的な報告を行う事を義務付けられる。

第 49 条 広報用パンフレットおよびカタログの内容

- 49.1 各 FIP 展覧会の第 1 弾広報用パンフレット（ブルテン NO. 1）には以下の事項を掲載しなければならない。

- GREX
 - IREX
 - 住所・連絡先（電話およびファックス番号、e メールアドレス等）を掲載した
コミッショナー名簿
 - FIP コンサルタントの名前および住所・連絡先（電話およびファックス番号、e
メールアドレス等）
 - 各展示フレームの出品料詳細
 - 第 6.3 および 6.4 項ならびにユース、文献およびオープンクラスに関する規則
により割り当てられるフレームの一定数
 - 展示フレームのサイズに関する詳細
 - 展覧会の保険条件
- 49.2 以下の事項については、第 2 弾（ブルテン NO. 2）以降の広報資料において発
表しなければならない。
- コミッショナーの氏名および住所・連絡先（電話およびファックス番号、e メ
ールアドレス等）
 - FIP コンサルタントの氏名および住所・連絡先（電話およびファックス番号、e
メールアドレス等）
 - 展覧会に関し該当する通関および通貨規制
 - 出入国規制
 - IREX の修正条項

第50条 警備および第三者保険

- 50.1 展覧会運営組織が、警備に関する全面的責任を負う。
- 50.2 展覧会運営組織は、適当な第三者保険に加入するものとする。
- 50.3 全招待作品の保険および輸送費用については、展覧会運営組織が負担する。

第 51 条 出品物の輸送

- 51.1 出品者は、出品物の主催国までの送料を負担するが、主催国内の料金については
展覧会運営組織が負担すべきである。展覧会運営組織は、自らの費用負担で、か
つ出品物提出時に出品者またはコミッショナーが採ったのと同様の輸送方法（出
品物の貴重品貨物輸送等）で全ての出品物を返却するものとする。ただし、代替
の方法について、事前に要請がありそれについて合意に達している場合はこの限
りではない。
- 51.2 出品物が保険付き郵便にて返却される場合、展覧会運営組織は、郵政当局により
許可される最高補償額に対してのみ賠償責任を負う。
- 51.3 ハンドキャリアで持ち込まれた出品物をコミッショナーがハンドキャリアで持ち

帰る場合の超過手荷物手当は、持ち込まれた出品物の重量に、カタログ、賞およびメダル用に最低 10%の重量を加えた重量により決定されるものとする。

- 51.4 出品者は、自分の手元からの発送から返却に至るまで、自分の出品物に保険をかける事を求められる。加盟連盟は、この保険加入が実施されている事を確実にしなければならない。

第 52 条 後援、賛助および承認に対する負担金

- 52.1 後援または賛助に対する負担金は、FIP 総会（憲章第 47.4 項）により定められ、FIP 理事会との契約（GREX 第 20.2 項）において合意される。承認料は FIP 総会により定められる。
- 52.2 後援または賛助に対する負担金は、上記契約の規定通りに支払われる。承認料については合意書に定められた通りとする。
- 52.3 何らかの理由により展覧会が開催されない場合、当初および如何なる段階において支払われた負担金も没収される。

第53条 FIP ソフトウェア

- 53.1 世界展および国際展運営用の FIP 独自のソフトウェア。このソフトウェアについては、後援、賛助または承認を認められた展覧会の展覧会運営組織が無償で利用できるものとする。
- 53.2 同ソフトウェアの使用については、展覧会運営組織と FIP との契約に定められる特定の条件に従う。同ソフトウェアは依然として FIP の占有物であり、FIP が許可しない限り、ダウンロードまたはコピーする事はできない。

第54条 FIP 理事会への報告

- 54.1 展覧会終了時に、展覧会運営組織は無償で、全ての展覧会関連の出版物（広報用パンフレット、展覧会カタログ、審査員団報告書（パルマレス）等）を各 2 部ずつ、FIP 事務局に提出するものとする。
- 54.2 全てのブルティン、カタログ、パルマレス、その他のプロモーション用資料は、公表時に FIP 理事会メンバーおよび各委員会会長に送付されるものとする。

第55条 理事会の会合

- 55.1 FIP 総会が開催されない FIP 世界展または国際展の展覧会運営組織は、FIP 理事会の会議開催を要請される可能性がある。この場合、展覧会運営組織は適当な会議室を提供するものとする。また、まだ資格を与えられていない理事会のメンバーならびに FIP 事務局長の交通および宿泊費（GREX 第 35 および 36 条により提供される特典と同等額）を負担する。ただし、宿泊手当および日当が、事務局長

に対しては 5 泊、理事会メンバーに対しては 3 泊に限定されるものとする場合を除く。

第7節 FIP 総会の準備および開催に関する規定

第 56 条 総会

- 56.1 FIP 事務局長は、2 年毎に開催される FIP 総会の準備に関し顧問を務めるものとする。同事務局長は、総会が FIP 展覧会と合同で開催されている場合、職務の一部を FIP コンサルタントに委任する事ができる。
- 56.2 FIP 総会の主催者は、総会の実務および組織面での準備事項ならびに開催に対し責任を負う。主催者は以下の事項を義務付けられる。
- ・ 総会、FIP 理事会の会合および各 FIP 郵趣委員会の会合に相応しい場所の提供。
 - ・ 英語、ドイツ語、フランス語およびスペイン語の同時通訳の手配ならびに総会本会議の録画。
 - ・ マルチリンガル（多言語対応）秘書および必要な事務用品を備えた総会事務局の設立。
- 56.3 FIP 総会の主催者は、以下の者の交通および宿泊費（GREX 第 35 および 36 条により提供される特典と同等額）を負担する。
- ・ FIP 理事会
 - ・ 事務局長
 - ・ 各委員会およびセクションの会長
 - ・ （憲章第 39 条により指名された）各顧問
- 56.4 総会が終了したら直ちに、主催者は、FIP 理事会の承認を得た後、第 56.2 項に定められた言語にて総会議事録を出版するものとする。出版部数については、FIP 事務局長の合意を得る。議事録は、全ての加盟連盟、FIP 理事会、各委員会およびセクションの会長、FIP 事務局ならびに憲章第 19.2 および 19.3 項に規定される招待メンバーに郵送される。

第8節 最終条項

第 57 条 言語

- 57.1 翻訳により本文に矛盾が生じる場合、英語版を優先するものとする。

第58条 例外条項

- 58.1 GREX に定めのない事項については、FIP 理事会により決議し、該当する場合には次期総会にて批准する。

58.2 GREX の規定に対する例外条項は、FIP 理事会によってのみ成立させる事ができる。

第59条 「展覧会に関する総括規則」の承認

59.1 上述の「FIP 展覧会に関する総括規則」は、第 66 回 FIP 総会（2000 年 10 月 14 日マドリッドにて開催）において承認され、第 70 回 FIP 総会（2008 年 6 月 28 日ブカレストにて開催）において修正された。同規則（修正版も含める）は総会終了後直ちに発効する。

2008 年 6 月チューリッヒにて。